

2022年10月1日以降に
満期を迎えるお客さまへ

2022年10月特約火災保険改定のご案内

2022年10月以降が始期となる特約火災保険につきまして、以下の通り商品の改定を行います。本改定により、ご契約（継続）の保険料が大きく変更となる場合がありますので、今一度ご契約内容をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

保険料の改定

2021年6月に参考純率が改定されたことなどを受け、住居のみに使用される建物（住宅物件）の保険料の改定を実施します。

1. 自然災害リスクの増加

昨今の大規模自然災害の増加により、参考純率が改定されました。
なお、保険料の改定幅はご契約の内容や建物の構造等によって異なります。

前回（2019年10月）の参考純率の見直しは、**2017年度から2018年度**に発生した大規模自然災害の保険金支払影響を踏まえて実施されました。
その後**2019年度から2020年度**においても大規模自然災害は相次いで発生しており、今回の参考純率は、その影響等を踏まえて算出され、前回改定に引き続き更なる改定が必要な状況となっています。

＜主な風水災等による年度別支払保険金＞



台風18号: 300億円 台風21号: 1,078億円	西日本豪雨: 1,520億円 台風21号: 9,202億円 台風24号: 2,856億円	台風15号: 4,244億円 台風19号: 4,751億円 10月25日の大雨: 155億円	7月豪雨: 848億円 台風10号: 932億円
--------------------------------	--	--	-----------------------------

＜出典＞一般社団法人日本損害保険協会調べ



参考純率とは

損害保険料率算出機構が算出する「純保険料率」（保険金の支払いにあてられる部分）のことです。参考純率は、損保ジャパンをはじめとする多くの会員損保会社のデータを用いて算出を行っていることから、個社単独のデータから算出した純保険料率よりも精度が高いものです。

参考純率改定の詳細は、損害保険料率算出機構のニュースリリースをご覧ください。
<https://www.giroj.or.jp/news/2021/20210616.html>



過去複数回の改定について

特約火災保険は大規模自然災害の保険金支払いの増加等により、直近で複数回の改定を実施してきました。保険期間が長期のご契約の場合、複数回の改定影響を受ける場合があります。



2. リスク傾向の反映

電気・給排水設備などの老朽化による「火災・水濡れリスク」や「台風・大雪などによる損壊リスク」などが高い、築年数が古い住宅の割合の増加により、参考純率が改定されました。

最長保険期間の改定

損害保険料率算出機構が参考純率を適用できる期間を最長5年までとしたことに伴い、特約火災保険においても保険期間を最長5年間に変更します。

背景

自然災害のリスクは将来にわたり大きく変化していくと見込まれており、長期的なリスク評価が難しくなっています。
これに対応するため、参考純率を適用できる期間が最長5年間となりました。

悪質な住宅修理業者への対策

近年、特に台風等の自然災害の発生後に、悪質な住宅修理業者とのトラブルに遭遇するお客さまが増加しています。これらの業者とのトラブルを防止する目的で、住宅に使用される建物について以下の対策を実施します。



悪質な住宅修理業者とは

損害発生時の住宅修理等に関して「火災保険で直せる」といって、営業活動を行い、事故偽装や過大請求、保険請求に本来必要のない高額な保険金請求代行手数料を請求するなどの問題行為を行う業者です。



1. 保険金支払要件の見直し

悪質な住宅修理業者とのトラブルを防止する目的で保険金支払要件を見直し、全損や再築などを除き、保険の対象である建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いします。

※損保ジャパンが承認した場合は、建物を事故直前の状態に復旧する前に復旧したものとみなします。
※住居に使用される建物（「住宅物件」および「一般物件のうち併用住宅」）に限ります。

2. 悪質な住宅修理業者についての電話相談窓口の開設

特約火災保険にご加入のお客さま向けに、悪質な住宅修理業者とのトラブルに遭われた場合のご相談窓口を開設しました。悪質な住宅修理業者からの勧誘にお困りの場合や、契約した業者から高額な保険金請求代行手数料を請求された場合、すでに契約を締結してしまったが解約可能か確認したい場合など、悪質な住宅修理業者に関するトラブルが発生した際は以下の住宅修理トラブル相談窓口までご相談ください。

【損保ジャパン 住宅修理トラブル相談窓口】

0120-0244-10

ゼロ ニ シ ヨウ ト ラブル

〈受付時間〉 平日、土・日・祝日ともに午前9時～午後5時

※損保ジャパンの火災保険・特約火災保険にご加入のお客さま専用の相談窓口です。

※平日は担当の保険金サービス課が対応します。

- 特約火災保険とは、住宅金融支援機構特約火災保険、沖縄振興開発金融公庫特約火災保険、勤労者財産形成融資住宅特約火災保険、福祉医療機構承継特約火災保険のことをいいます。
- 特約火災保険は、複数の損害保険会社が住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫、勤労者退職金共済機構、福祉医療機構との特約書に基づいて引受けをする共同保険であり、損保ジャパンが幹事保険会社として一切の保険事務を行っています。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。
- このチラシは特約火災保険の改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

特約火災保険部

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>